

建材マンスリー

Kenzai Monthly

特集

「長期優良住宅化リフォーム」がスタート

2014年度住宅関連施策 を読み解く

好木心

サラエボのシンボルの水汲み場セビリ
(ボスニア・ヘルツェゴビナ、サラエボ)

付加価値創造に挑戦！注目企業を訪ねる

おひさま進歩エネルギー株式会社

今月のニュース

建材マンスリー資料室



2014年度 住宅関連施策を 読み解く

「長期優良住宅化リフォーム」の評価基準が決まり、補正予算と併せて2014年は約50億円の長期優良住宅化リフォームへの支援事業が始まる。住宅の耐震化、省エネ化への支援も引き続き行われ、「ゼロ・エネルギー住宅」「地域型住宅ブランド化」などの支援事業も継続される。今号では、来年度の住宅関連施策を概観するとともに、「長期優良住宅化リフォーム推進事業」の概要を説明する。

住宅関連優遇策一覧

	新築	既築	2013年4月1日	2014年4月1日	2015年	2016年	2017年	
E&エネルギー	省エネ住宅に関する支援	○	○	ゼロ・エネルギー住宅 住宅のゼロ・エネルギー化推進事業(国土交通省) ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業(経済産業省)	●補助率:費用の1/2 ●補助金上限:165万円/戸(中小工務店) 2013年7月5日までの公募申込	*継続の予定。公募時期などは未定		
		○	○	既築住宅における高性能建材導入促進事業	●補助率:費用の1/2 ●補助金上限:350万円/戸(建築主所有者) 2013年8月13日までの公募申込	*継続の予定。公募時期などは未定		
	×	○	太陽光発電の固定価格買取制度	●補助率:費用の1/3 ●補助金上限:150万円/戸 2013年11月29日までの申請書提出	*継続の予定。買取価格単価は見直し(年度末に発表の予定)			
	○	○	太陽光発電システム導入補助金	●余剰買取価格:38円(税込)/kWh(10kW未満の住宅用) 2014年3月31日までの手続終了	*継続の予定			
	○	○	定置リチウムイオン蓄電池導入補助金	●補助金:2万円/kWh(1kW当たりの補助対象経費が2万円超~41万円) 1.5万円/kWh(1kW当たりの補助対象経費が41万円超~50万円) 2014年3月31日までの申込	*終了の予定			
	○	○	定置用リチウムイオン蓄電池導入補助金	●補助率:蓄電システム機器費用の1/3 ●補助金上限:100万円(個人) 2013年9月末までの予約申請	*継続の予定。補助率は変更の可能性あり。公募時期は未定			
リフォーム	省エネ改修に関する支援	○	○	HEMS導入補助金	●補助金:10万円(2013年8月31日までの契約)、7万円(2013年9月1日以降の契約) *定額を下回る場合は、1,000円以下を切り捨てた金額 2013年10月31日までの予約申請	*継続の予定。補助金、応募期日などについては未定		
		○	○	エネファーム導入補助金	●補助率:(機器費用-23万円)と工事費のそれぞれ1/2 ●補助金上限:45万円 2014年2月28日までの申込	*継続の予定。補助率、補助金上限、公募期日は未定		
	○	○	住宅ローンに関する金利優遇	[フラット35]S 耐震性や省エネルギー性に優れた住宅取得 ●金利:フラット35より0.3%引き下げ ●Aプラン(当初10年間)、Bプラン(当初5年間)	*継続の予定 ●耐震性など性能が優れた住宅:5年間の金利を0.3%引き下げ ●長期優良住宅など性能が優れた住宅:10年間の金利を0.3%引き下げ			
	×	○	住宅の省エネ改修推進事業	●補助率:費用の1/3 ●補助金上限:50万円/戸(住宅) ●バリアフリー改修または耐震改修を併せて行う場合は限度額に25万円を加算 2013年6月26日までの公募申込	*「住宅の省エネ改修」の補助については、「長期優良住宅化リフォーム推進事業」に移行			
	×	○	長期優良住宅化リフォーム推進事業	●補助率:工事費の1/3 (2013年度補正予算による) ●補助金上限:100万円 2014年2月7日~28日までの申込	*継続の予定。補助金上限引き上げの可能性あり。公募期日は未定			
木造住宅	地域材活用促進	×	○	耐震改修に関する支援	●住宅の耐震診断の助成:国と地方公共団体で2/3 ●住宅の耐震改修、建替の助成:国と地方公共団体で23% ●2013年度末までとされた国と地方で30万円/戸の加算は2014年度末まで延長			
		○	○	地域型住宅ブランド化事業	●補助率:建設費の10%以内 ●補助金上限:100万円 2013年6月24日までのグループ応募申込	*継続の予定。募集の受付期間などは未定		
税制	長期優良住宅普及促進税制	○	×	木材利用ポイント	●木造住宅の新築・増築・購入:1棟あたり30万ポイント ●内装・外装木質化:最大30万ポイント (ポイント発行の対象期間は2014年9月30日まで延長予定)			
		○	×	住宅ローン減税	●10年間で最大300万円の所得税控除(一般住宅は10年間で最大200万円) (2014年3月31日の入居まで)	●10年間で最大500万円の所得税控除(一般住宅は10年間で最大400万円) (2017年12月31日の入居まで)		
		○	×	投資型減税	●標準的な性能強化費用相当額(上限500万円)の10%相当額をその年の所得税額から控除 (2014年3月31日の入居まで)	●標準的な性能強化費用相当額(上限650万円)の10%相当額をその年の所得税額から控除(税額の算定基礎となるm単価【かかり増し費用】を引き上げ) (2017年12月31日の入居まで)		
		○	×	登録免許税	①所有権の保存登記:0.1%(一般住宅は0.15%) ②所有権の移転登記:戸建て0.2% マンション0.1%(一般住宅は0.3%) (2016年3月31日まで優遇税制を延長)			
		○	×	不動産取得税	●課税額の控除額が1,300万円(一般住宅は1,200万円) (2016年3月31日まで優遇税制を延長)			
	○	×	固定資産税	●一戸建ては5年間、マンションは7年間(一般住宅一戸建ては3年間、マンションは5年間) 税額1/2軽減 (2016年3月31日まで優遇税制を延長)				
	○	×	認定低炭素住宅促進のための特例措置	●10年間で最大300万円の所得税控除(一般住宅は10年間で最大200万円) (2014年3月31日の入居まで)	●10年間で最大500万円の所得税控除(一般住宅は10年間で最大400万円) (2017年12月31日の入居まで)			
	○	×	投資型減税	●標準的な性能強化費用相当額(上限650万円)の10%相当額をその年の所得税額から控除 (2017年12月31日の入居まで)				
	○	×	登録免許税	①所有権の保存登記:0.1% ②所有権の移転登記:0.1% (2016年3月31日まで優遇税制を延長)				
	×	○	中古住宅取得後の耐震改修	●住宅ローン減税の適用	中古住宅を取得し適合した耐震改修工事を行った場合、住宅ローン減税が適用となる予定。 ●贈与税の非課税措置等 ●既存住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置も適用となる。			
×	○	買取再販で扱われる住宅取得	●登録免許税	●リフォームが行われた買取再販中古住宅取得の場合 所有権移転登記:0.1%(一般住宅0.3%) (2016年3月31日まで)				
給付	○	○	消費税率引き上げに対応	すまい給付金	●消費税率8%の場合、収入額目安510万円以下に最大30万円を給付 消費税率10%になった場合は給付基礎額が変更 (2017年12月31日の入居まで)			

*表は、2月末時点の情報に基づいており、まだ確定していない内容も一部含まれます(公募時期などは4月以降に発表される予定)。
*予算金額に達した場合、予定よりも早期に終了する場合があります。

消費税率引き上げへの対応、リフォーム市場の拡大、木材利用促進などに注目

住宅の耐震化、省エネ化、リフォーム市場の拡大などに力点が置かれた。2014年度住宅関連予算の概要と具体的施策について、国土交通省住宅局の井崎信也氏にうかがった。



国土交通省
住宅局総務課企画官
井崎信也氏

2014年度の国土交通省住宅局の重点施策の中で、住宅関連は耐震改修支援、サービス付き高齢者向け住宅の整備を含む「スマートウェルネス住宅」の実現、省エネ住宅の普及、そして中古住宅流通・リフォームの促進などが上げられます。また、消費税率引き上げに対応した、住宅取得時の減税措置や給付金制度が始まります。

消費税アップに伴う減税措置と給付金

住宅取得の際に発生する消費税の増税分

消費税増税に伴う「住宅関連の減税措置」					
住宅ローン減税	投資型減税(現金取得者向け)				
住宅ローン残高の1%を10年間、所得税から控除	一般住宅から認定住宅に性能を強化する標準的な費用の10%を1年間、所得税から控除				
＜消費税率8%または10%の場合＞					
借入限度額	最大控除額	限度額	最大控除額		
一般住宅	4,000万円	400万円	長期優良住宅 650万円	65万円	
長期優良住宅	5,000万円	500万円	低炭素住宅	650万円	65万円
低炭素住宅	5,000万円	500万円			
(ともに2017年12月入居まで実施)					

すまい給付金の給付額について〔算定例〕																				
給付額		給付基礎額		持分割合																
＜消費税率8%時の算定例(住宅取得者が3名の場合)＞ 10%の場合は変更となる																				
住宅取得者	収入(所得割額) 給付基礎額	持分割合	居住の有無	給付額																
夫	収入450万円(所得割額7.6万円) → 20万円	50%	居住	10万円 (20万円×50%)																
妻	専業主婦(所得割額0円) → 30万円	30%	居住	9万円 (30万円×30%)																
祖父	無職(所得割額0円) → (30万円)	20%	居住なし	給付なし(居住しないため)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>(参考) 給付基礎額</th> <th>収入額の目安</th> <th>都道府県民税の所得割額給付基礎額*</th> <th>給付基礎額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>※消費税率8%時</td> <td>425万円以下</td> <td>6.89万円以下</td> <td>30万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>425万~475万円</td> <td>6.89万円超 8.39万円以下</td> <td>20万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>475万~510万円</td> <td>8.39万円超 9.38万円以下</td> <td>10万円</td> </tr> </tbody> </table>					(参考) 給付基礎額	収入額の目安	都道府県民税の所得割額給付基礎額*	給付基礎額	※消費税率8%時	425万円以下	6.89万円以下	30万円		425万~475万円	6.89万円超 8.39万円以下	20万円		475万~510万円	8.39万円超 9.38万円以下	10万円
(参考) 給付基礎額	収入額の目安	都道府県民税の所得割額給付基礎額*	給付基礎額																	
※消費税率8%時	425万円以下	6.89万円以下	30万円																	
	425万~475万円	6.89万円超 8.39万円以下	20万円																	
	475万~510万円	8.39万円超 9.38万円以下	10万円																	

負担を軽減する措置として、「住宅ローン減税の拡充」や「すまい給付金」が行われます。「住宅ローン減税」は、一般住宅の場合、今年4月から2017年12月まで、10年間で最大400万円の所得税控除、長期優良住宅や低炭素住宅では500万円の控除となります。現金で長期優良住宅や低炭素住宅を取得した場合の「投資減税」も、1年間の最大控除額が50万円から65万円に拡充されます。

1600億円が措置されており、4月1日から給付が始まるようになっていきます。消費税率8%に対しては、収入額の目安が510万円以下の方を対象に最大30万円給付します。

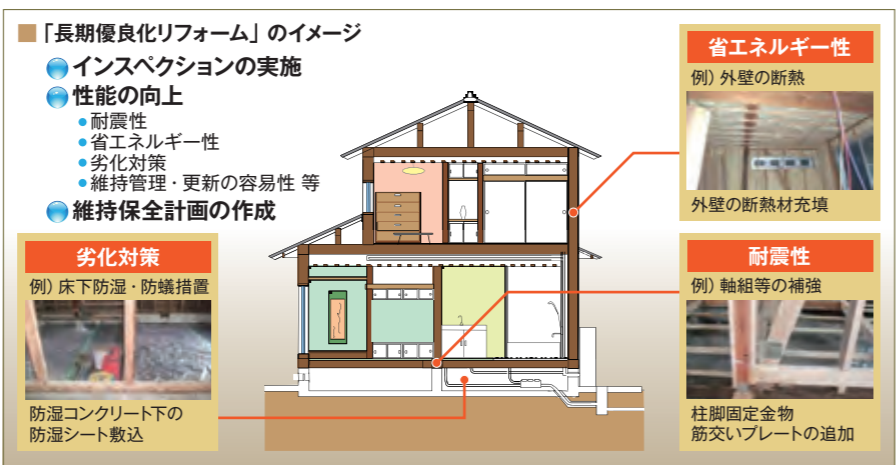
「長期優良住宅化リフォーム」に補助開始

リフォーム関連の新しい事業となる「長期優良住宅化リフォーム推進事業」は、20億円の補正予算が成立したので、すでに事業が始まっており、2月から募集を開始しました。なお2014年度予算は約30億円となっています。

既存住宅をリフォームして長期優良住宅として評価することは、長年の懸案でした。今回、評価基準について議論を重ね、その内容に準じた基準に合致するリフォーム工事について、新築同様に予算面で支援を行うというこのこと。家が長持ちするリフォームの推進ということで、劣化対策と耐震性は、リフォーム後に一定の基準に達していることが求められる必須項目となっています。

なお、2013年度に復活した「住宅の省エネ改修推進事業」については、こちらの補助事業で省エネ改修も含めてできるようになったので、発展的移行をしてお考えください。

補助内容は、住宅性能向上のための工事とインスペクションの実施、維持保全計画の作成などにかかった費用に対し1/3(上限100万円/戸)を、リフォーム工事を行う建築主などに対して国が支援することになっています。(詳細についてはP6を参照)



中古住宅の「評価基準」を検討

住宅ストックの有効活用に関しては、適切な「建物評価手法」の検討と中古住宅・リフォーム市場と金融の「連携強化」を図る取り組みを引き続き行います。評価基準を策定するだけでなく、中古流通市場や金融機関に実際に使っていただくための取り組みも進めていきます。リフォームによる住宅の価値向上を、建物評価にどのように



反映させるかなども検討課題の一つです。

耐震改修の「30万円上乗せ措置」を延長

昨年11月に「改正耐震改修促進法」が施行され、建築物の耐震診断が義務付けられました。ここで対象となるのは、店舗や旅館などの大規模建築物と避難路沿道にある比較的大きな建築物などです。戸建て住宅はあまり関係がないと思いがちです。しかし改正法では、耐震診断や耐震改修の努力義務の対象範囲をすべての旧耐震基準の建築物へと拡大しましたので、住宅や小規模建築物についても努力義務が発生します。

国は2015年までに大きな建築物と同様、住宅の耐震化率も90%に引き上げることを目標にしています。その支援のための補助制度がありますが、それに加えて国と地方が耐震改修に対してさらに「1戸当たり30万円」を上乗せする時限措置は、2014年度末まで1年間延長されること

になりました。

「スマートウェルネス住宅」で地域の活性化と豊かな暮らしの実現

スマートウェルネス住宅とはICT(情報通信技術)で省エネを実現するスマートハウスの概念をさらに広げ、住宅が安心・安全・健康をサポートするという考えです。そのような住まいを基盤として、高齢者から子育て世代までの多様な人々が交流し、安

「耐震化」の目標		
住宅	現状(2008年)	目標(2015年)
住宅	約79%	90%
多数の者が利用する建築物(学校、店舗など)	現状(2008年)	目標(2015年)
	約80%	90%

住宅の耐震改修の補助金加算を延長	
耐震診断	国と地方で工事費の2/3の補助
耐震改修、建て替え	国と地方で工事費の23%の補助 国と地方で30万円/戸を加算 (2014年度末まで時限措置を延長)

「地域型住宅ブランド化事業」は引き続き行いますが、地域材を利用した場合の20万円の上乗せは、林野庁の「木材利用ポイント」が来年度も継続することなので、今年度同様お休みにします。「住宅のゼロ・エネルギー化推進事業」も継続予定です。

CLT建築物の設計基準の検討

新たな取組として、CLTを用いた建築物の設計法の確立に向けた検討を行っています。現在CLTを使った建物を作る時は、個別に大臣認定を受けなくてはなりません。個別に大臣認定を受けなくてはなりません。CLTを使った建築の構造や防火の基準を早急に定めて、一般に普及していくようにしたいと思っています。

大規模建築物の木造準耐火を可能とする規制の見直し

建築物の木材活用に関しては、2011年度から3カ年にわたり大規模木造建築物の火災実験を実施してきました。その結果を踏まえて、3階建ての学校などを木造の耐火構造で建築が可能になる建築基準法の見直しを検討することを行っています。改正となれば、大規模木造建築物を準耐火で建てられるようになり、木材利用がますます進んでいくことになると思います。

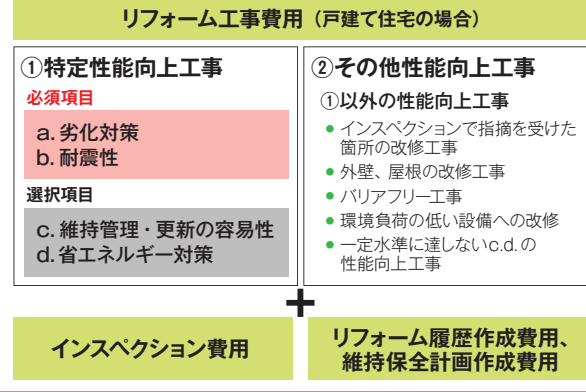
「長期優良住宅化リフォーム推進事業」

既存住宅の「長期優良化リフォーム」への補助事業が始まった。2013年度補正予算による応募は、2月7日～28日まで。補助事業は、①一定の要件を満たすインスペクションを実施し、②性能を向上させるリフォーム工事を行って一定の水準を満たし、③リフォーム履歴及び維持保全計画を作成する、という要件を満たした既存住宅リフォームへの支援である。補助金支払いまでの流れは、申請者による事業提案→審査・採択→交付申請→交付決定通知→リフォーム工事→実績報告と金額の確定→完了検査のあと補助金支払いとなる。2014年度は予算成立の後、新規に募集する予定だ。

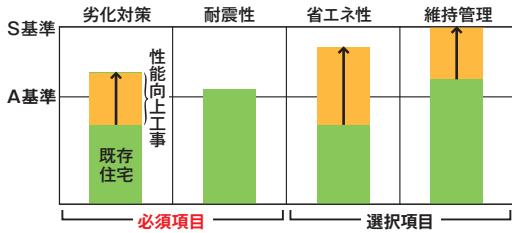
① 補助の対象

補助対象となるのは、リフォーム工事費用とインスペクション費用、リフォーム履歴作成費用、維持保全計画作成費用だ。工費は、「特定性能向上工事」の費用が1/2以上であること、「その他性能向上工事」は「特定性能向上工事」の工費を限度とする。また、単なる設備交換や内装工

① 補助の対象



② 特定性能向上工事の考え方（戸建て住宅の場合）

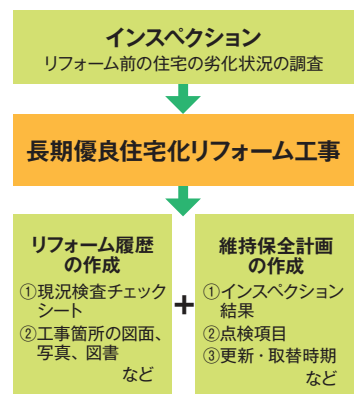


③ 補助率・補助限度額

補助率：費用の **1/3** 補助限度額：**100万円/戸**

2014年度予算では、すべてS基準を満たす場合は補助限度額を200万円/戸にすることを検討している

④ 事業の流れ



「インスペクション」は「現況検査チェックシート」で行う。劣化事象が指摘された箇所については、①「リフォーム工事」の内容に含める、②「維持保全計画」に明記する、のどちらかの措置を取る。

④ 事業の流れ

補助率は費用の1/3で、1戸当たり100万円が限度額。2014年度以降はすべての項目でS基準を満たす場合、補助限度額は200万円/戸とすることを検討している。

③ 補助率・補助限度額

工事を行う必要はない。S基準は新築の長期優良住宅と同程度の水準。なお、選択項目は必ずしもA基準に達する必要はないが、採択に当たっては考慮される。

⑤ 申請者について

申請者		提案上限額
発注者 (所有者、マンションの管理組合など)		戸数×100万円以内 かつ 5,000万円程度
工事施工者	個社	5,000万円程度
	グループ	1億円程度

申請は、リフォーム工事の発注者または施工業者が行う。施工業者による申請は、個社またはグループ申請が可能だが、両方を行うことはできない。また申請には、少なくとも1件以上の具体的な物件が含まれている必要がある。

⑤ 申請者について

申請は、リフォーム工事の発注者または施工業者が行う。施工業者による申請は、個社またはグループ申請が可能だが、両方を行うことはできない。また申請には、少なくとも1件以上の具体的な物件が含まれている必要がある。

※一般社団法人「住宅瑕疵担保責任保険協会」の現況検査チェックシート

サラエボのシンボルの水汲み場 セビリ

ボスニア・ヘルツェゴビナ、サラエボ

一般社団法人建設コンサルタツツ協会 会誌編集担当 塚本敏行



1

984年冬季オリンピック開催都市、ボスニア・ヘルツェゴビナの首都サラエボは、古くから商都として栄えた。

旧市街の中でも一番賑わうバシチャルシャ地区は、トルコ風の赤いレンガ屋根、古い木造の家並みが美しい。銅や金銀細工の職人の店が軒を連ねる。その広場の中央にあるのがサラエボのシンボル、セビリと呼ばれる水汲み場だ。蛇口からは絶えず水が流れており、誰でも自由に使える。

オスマン帝国はサラエボ統治にあたり、まず水道設備とモスクの建設を行った。イスラムの寄進制度を活用してモスク、学校、道路など多くの公共施設が建設された。セビリは渓谷を囲む丘陵を流れる川を水源に、156もつくられたという。しかし大トルコ戦争ですべてのセビリが破壊されてしまい、その後再建されたものの再び焼失。今では1891年に建てられた、この一つが残るのみである。

石材で造られた基部の中央に木製格子で囲われたお堂のような建物がある。このセビリは16世紀ころのスタイルを踏襲しており、イスラム建築における古くからの習慣に則って、木部に彫刻が施されている。モスクやお屋敷などの扉と違い、質素なものだが、人々が憩う場所にふさわしい落ち着きがある。基部の左右には蛇口と水受け槽が設けられている。屋根は銅葺きのドームで、庇が大きく張り出している。全体の高さは約7.5m。夜にはライトアップもされる観光名所だ。

かつてオスマン帝国やオーストリアハンガリー帝国などに支配され、東西の文化が共存する不思議な都市サラエボ。「サラエボの水を飲むと、再びこの地を訪れることができる」という言い伝えがあり、この水を飲む旅行者も多い。

南信州から全国へ 市民出資による 太陽光発電事業のパイオニア

おひさま進歩エネルギー株式会社



代表取締役
原 亮弘 氏

おひさま進歩エネルギー株式会社

- 本社 長野県飯田市本町 2-15
- 創業 2004年
- 資本金 1000万円
- 売上高 2億円 (2013年3月期)
- 従業員 9名
- 事業内容 自然エネルギー及び省エネルギー事業に係る匿名組合出資の運営及び管理、太陽光やバイオマス等の自然エネルギーを利用した発電・発熱業務及び電力・熱・燃料の販売等

わずか2ヶ月で
2億150万円を調達

エネルギー消費大国でありながら、エネルギー資源に乏しい日本。その多くを海外からの輸入に依存し、エネルギー自給率は先進国の中でも最低水準にある。震災以降、多くの人々が「省エネ」や「創エネ」の重要性を実感する中、10年前から「エネルギーの地産地消」に着目し、市民出資による事業を進めてきた企業がある。長野県飯田市に本社を構える、おひさま進歩エネルギー株式会社だ。

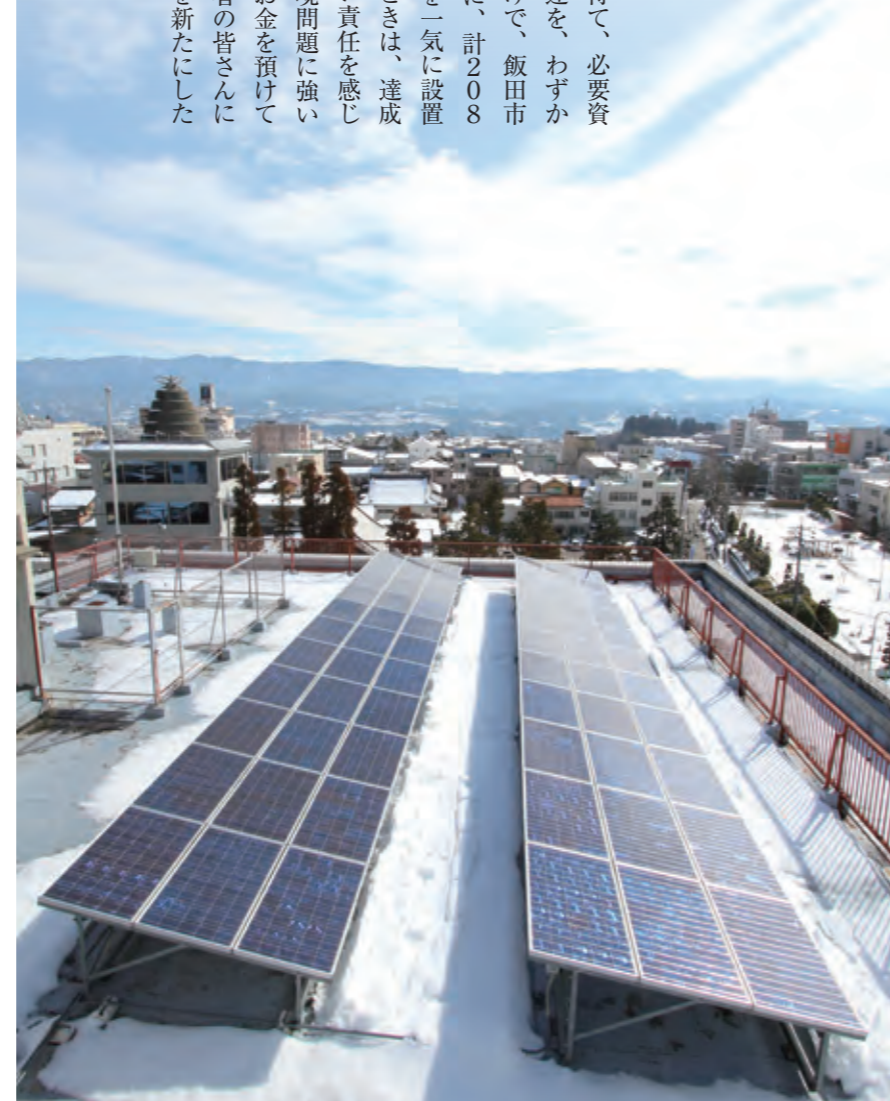
「もともとエネルギー問題に興味があり、生まれ故郷の飯田市で企業などに省エネプランを提案するコンサルタント会社を開いたのが、2001年のことです。しかし、当時は『省エネ』という考えが今ほど浸透しておらず、ましてや『創エネ』などは知られてもいなかった。事業はなかなか軌道に乗りませんでした。転機が訪れたのは2004年で、環境省助成事業『環境と経済の好循環のまちモデル事業』に飯田市が採択され、事業を請け負わないか、というお話をいただいたんです。その頃、すでにNPO法人を設立して地域のエネルギー自立に向けた活動

を行っていたのですが、これを機に有限会社を設立。市民が中心となって地域に自然エネルギー導入を進める組織として、『おひさま進歩エネルギー』を誕生させました」

翌年同社は、「南信州おひさまファンド」の募集を開始する。これは、太陽光発電の普及に、市民からの出資を募るもので、太陽光発電事業としては全国初の試みだったという。代表取締役の原氏は、当時を「不安ばかりだった」と振り返る。

時を同じくして、「南信州おひさまファンド」の募集が新聞に取り上げられた。このふたつのきっかけから、事業は大きく動き出した。

官民一体のエネルギーの
地産地消を目指す



同社が飯田市公民館の屋上に設置した太陽光パネル。飯田市の年間日照時間は2000時間以上あり、年間を通じて晴れの日が多い特徴を持つ

「全国から476名の出資を得て、必要資金2億150万円すべての調達を、わずか2ヶ月で達成しました。おかげで、飯田市内の保育園や公共施設38カ所に、計208キロワットの太陽光発電設備を一気に設置することができました。このときは、達成感というよりも、ズシリと思いき責任を感じていましたね。全国の方が環境問題に強い関心を寄せ、2億円を超えるお金を預けてくれた。必ず形にして、出資者の皆さんに恩返しをしなくてはと、思いを新たにしたいことを覚えています」

太陽光発電システムの設置・メンテナンス費用はおひさま進歩エネルギーが負担。設置した施設は電力の供給を受け、おひさま進歩エネルギーに月々定額の電気料金を支払い、同社はその利益を出資者に分配していく。なお、システムは10年目以降、利用者[※]に無料譲渡される。



ペレットを燃料とするストーブの導入などグリーン熱供給事業にも取り組む

「2007年6月には、第1回現金分配を計画通り実施することができました。以降、『温暖化防止おひさまファンド』、『地域MEGAおひさまファンド』などを募集し、公共施設や一般家庭などに太陽光発電を導入するプロジェクトを実施し続けています。おかげさまで出資額と事業数のつり合いもこれ、営業をかけなくても設置場所が決まる状況

です。これまで南信州一帯で設置した太陽光発電設備は268ヶ所。設置容量は合計で約2600キロワットに達しました」

全国から市民出資を募る、という手法は、一見すると非常に難しいことのように思える。しかし原氏は、このような取り組みを通じて、多くの市民がエネルギー事業の運

営に参加でき、環境問題に関心を向けるきっかけにもなるのではと話す。

「私たちの預貯金は、預け先である金融機関が利益を得るため、企業などに貸し出されて運用されます。しかし、それがどんなことに使われるのかまでは、私たちに分かりません。大切な自分のお金は、使われ方が明確なところに投資したい。おひさまファンドへの出資者の皆さんは、このような意識を持っているようです。自分のお金が、飯田市の様々な場所で自然エネルギー設備に変え、地球温暖化などの環境問題の解決にひと役買っている。そんな、お金の見える化も、この事業を成功させる後押しになっていると思います」

市民出資が成功した要因としては、飯田市の協力も大きかったという。

「公共施設は行政財産であり、その屋根に太陽光パネルを載せることは地方自治法で『目的外使用』に当たるんです。市民ファンドの出資者には約20年でお金を返していく計画でしたから、行政財産の屋根を20年間確実に借りられなければファンドの信頼にかかります。市職員の間でもかなりの議論がありました。最終的に市長判断で許可が下り、20年という長期で我々民間企業に屋根を貸し続けるという前例のない決断をしてくれました」

この10年間、行政と市民の調整役として奔走した原氏は今、この事業を全国に広める、後継者、育成のため、講演会や勉強会を積極的にやっている。

「飯田市だけでなく、全国でエネルギーの地産地消事業が根付けば、社会は大きく変わります。そのためのノウハウは、何なりと提供したい。今後は、木質バイオマスによる熱エネルギー事業にも力を入れていきたいですね。持続可能な循環型社会を作り、未来の子供たち[※]に手渡す。その強い思いさえあれば、決して難しい事業ではないと私は今、感じています」



今年で設立10周年を迎える

「生物多様性」保全推進のための
「世界共通キャンペーン」
「グリーンウェイブ2014」

私たちの命と暮らしては、多様な生き物が関わり合う地球の生態系の恵みにより支えられている。この生物の多様性を守り、持続的に利用していくことは、未来の世代に対する義務でもある。生物多様性を保全するため、1992年の国連環境開発会議（地球サミット）では「生物の多様性に関する条約」が締結された。生物多様性条約事務局では、国連

が定めた5月22日の「国際生物多様性の日」を中心に、生物多様性保全のための行動を起こすことを世界に呼びかけている。この世界共通のキャンペーンが「グリーンウェイブ」だ。5月22日の現地時間午前10時に、世界中で青少年、子どもたちの手に

■ グリーンウェイブ活動

- 1 植樹
- 2 森林や樹木などの保全、手入れ
(植樹した樹木への水やり、里山の管理など)
- 3 森林や樹木などとふれあう活動の実施、参加
- 4 活動のための苗木などの提供
- 5 活動のための場所の提供
- 6 活動のための技術指導や情報提供
- 7 グリーンウェイブ活動の呼びかけ、とりまとめ

■ これまでのグリーンウェイブ活動の実績

	2012年	2013年
参加団体数 (団体)	465	567
協力団体数 (団体)	144	140
参加者数 (人)	約18,000	約18,000
植樹した本数 (本)	約60,000	約41,000

より、それぞれの学校や地域で植樹などの活動が行われる。この活動が、地球上を東から西へ「緑の波」のように広がっていく様子から、「グリーンウェイブ」と表現している。

日本では、環境省、農林水産省、国土交通省により、生物多様性に関する理解が社会に浸透するよう、毎年3月1日から6月15日までを「グリーンウェイブ」実施期間として広く参加を呼びかけている。植樹などをきっかけとして、生物多様性の広報・教育・普及啓発を推進するため、活動の例としては植樹や森林の保全・手入れなどがある。

「グリーンウェイブ2014」の公式サイトでは、日本のグリーンウェイブ活動への参加方法の紹介や、参加登録の手続きなどを行っている。

● グリーンウェイブ2014公式サイト <http://www.greenwave.go.jp/>

世界遺産・総本山醍醐寺主催
「京の杜プロジェクト」
岩手県宮古市で植樹式を開催

住友林業株式会社は、世界遺産・総本山醍醐寺（座主：仲田順和・京都市伏見区 以下醍醐寺）が主催する「京の杜プロジェクト」桜がつかなく架け橋」に協賛しており、2013年3月15日、「太閤しだれ桜」のクローン苗である「太閤千代しだれ」の苗木2鉢を醍醐小学校に寄贈し、児童たちが桜を育てるプロセスを手伝っている。

成を担ってもらい、成長した桜を醍醐寺と交流のある東日本大震災の被災地・岩手県宮古市の小学校へ届けることになった。成長した桜を被災地の小学校に贈ることで、桜が京都と東北をつなぐ架け橋となる。

住友林業グループでは本プロジェクトを通じて、宮古市と京都の小学生たちの交流を支援していく。

住友林業筑波研究所は、2000年に組織培養により「太閤しだれ桜」のクローン苗の増殖に成功。以来、後継樹育成を支援するとともに、住友林業緑化が境内の庭園管理を担っている。

このたびのプロジェクトでは、醍醐小学校の児童たちが昨年3月から育ててきたクローン桜2本のうち1本を、宮古市立崎山小学校へ寄贈、3月9日に植樹式が行われた。醍醐小学校からは5年生4名が醍醐寺の僧侶とともに参加した。

「京の杜プロジェクト」桜がつかなく架け橋」は、京都の寺社で大量発生する落ち葉を有効活用すべく、落ち葉を堆肥化し、できた堆肥で新たな緑を育てる、循環型社会を目指した取り組み。醍醐小学校の児童たちに落ち葉拾い、堆肥づくり、桜の育



醍醐小学校で行われた桜のお別れ式。総本山醍醐寺執行田中祐考教学部長も参加され、法要の後、皆で震災復興支援ソング「花は咲く」を歌った。



落ち葉拾いに汗を流す醍醐小学校の児童たち。住友林業京都支店の社員も参加した。

編集室より

広告掲載・誌面に対するご意見、ご感想は
建材マンスリー編集室専用アドレスまでお寄せください。

✉ kenzai-monthly@sfc.co.jp

住友林業株式会社 木材建材事業本部 事業開発部 (三枝・齋藤)

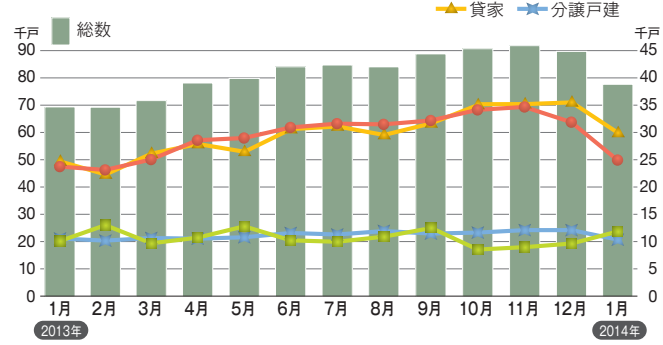
編集後記

2013年度も最後の月になりました。3月決算の企業にとっては年末よりも忙しいときであり、今年度の仕事を振り返り、また来年度の目標を立てる重要なときです。個人的には発刊することには慣れてきた反面、編集業務に初めて携わったときのあの思い、すべてが新鮮で楽しく、仕事に没頭していたことを忘れていないと感じています。あときの初恋のような心を忘れず、いつも仕事に関わっていきたくです。来年度は再び基本に立ち返り、新しい気持ちで建材マンスリーに取り組みます。取材を通して皆様とお会いすることも楽しみとしておりますので、その節は何卒よろしく願いいたします。
(編集員SS)

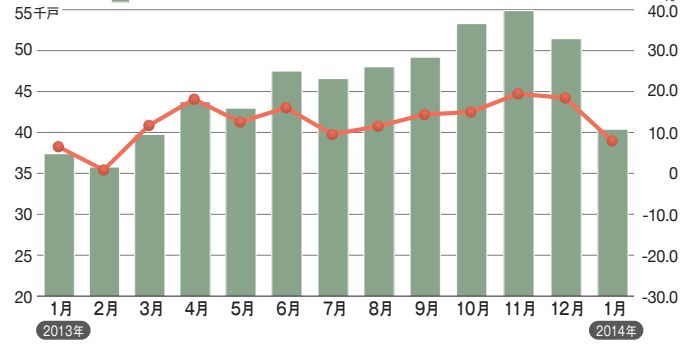
2014年1月の新設住宅着工戸数 △は減

		1月				12月	11月	10月	
		対前月比 (%)		対前年同月比 (%)					
新設住宅計		77,843	△11,735	△13.1	8,554	12.3	89,578	91,475	90,226
建築主別	公共	1,661	△322	△16.2	989	147.2	1,983	1,854	2,439
	民間	76,182	△11,413	△13.0	7,565	11.0	87,595	89,621	87,787
利用関係別	持家	24,955	△6,903	△21.7	1,394	5.9	31,858	34,580	33,967
	貸家	29,953	△5,681	△15.9	5,304	21.5	35,634	35,266	35,059
	給与住宅	355	171	92.9	70	24.6	184	360	698
	分譲住宅	22,580	678	3.1	1,786	8.6	21,902	21,269	20,502
	うちマンション	11,941	2,205	22.6	1,874	18.6	9,736	9,037	8,509
	うち戸建	10,530	△1,496	△12.4	△31	△0.3	12,026	12,111	11,766
資金別	民間資金	69,670	△10,259	△12.8	8,713	14.3	79,929	81,633	79,343
	公的資金	8,173	△1,476	△15.3	△159	△1.9	9,649	9,842	10,883
	公営住宅	914	△588	△39.1	278	43.7	1,502	1,193	1,995
	住宅金融支援機構住宅	3,602	△556	△13.4	△701	△16.3	4,158	4,150	4,333
	都市再生機構住宅	498	77	18.3	498	-	421	514	160
	その他住宅	3,159	△409	△11.5	△234	△6.9	3,568	3,985	4,395
構造別	木造	40,199	△11,306	△22.0	2,892	7.8	51,505	54,804	53,217
	非木造	37,644	△429	△1.1	5,662	17.7	38,073	36,671	37,009
	鉄骨鉄筋コンクリート造	19	△249	△92.9	△252	△93.0	268	454	249
	鉄筋コンクリート造	22,835	974	4.5	3,718	19.4	21,861	19,762	21,773
	鉄骨造	14,683	△1,115	△7.1	2,210	17.7	15,798	16,279	14,818
	コンクリートブロック造	53	△31	△36.9	17	47.2	84	71	86
	その他	54	△8	△12.9	△31	△36.5	62	105	83

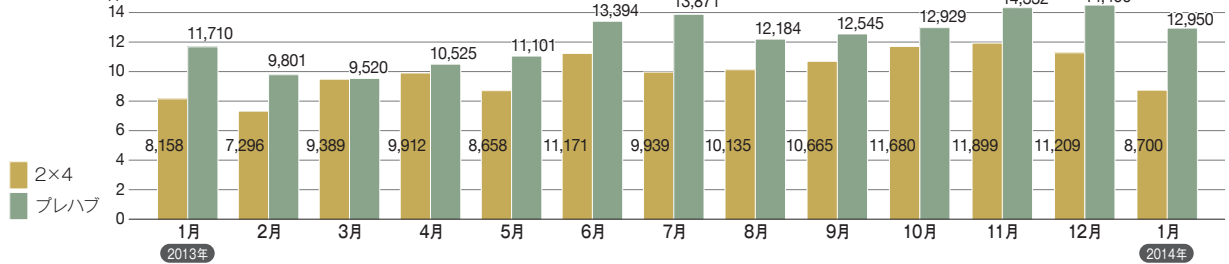
利用関係別戸数



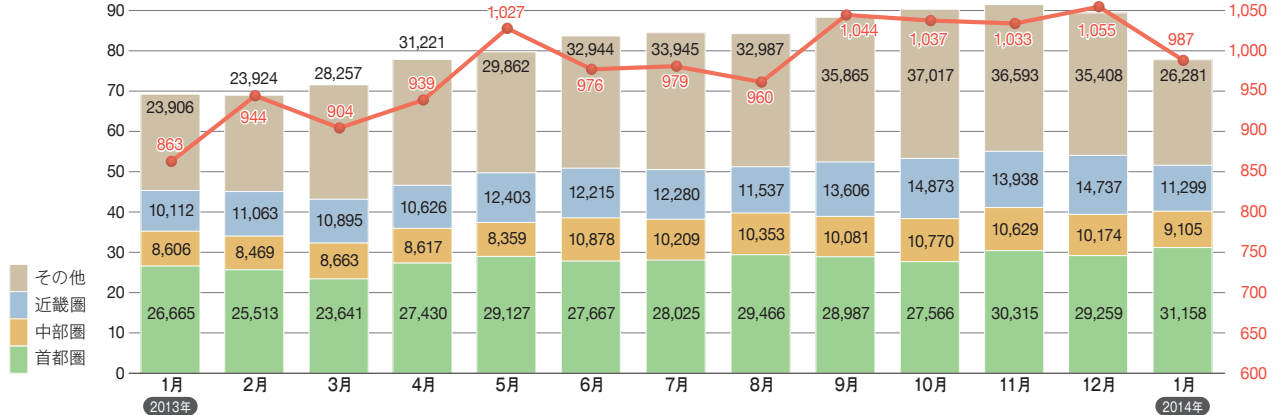
木造戸数



2×4、プレハブ戸数



都市圏別戸数





長期優良住宅からZEHまで
安心・安全・快適な住まいづくりサポート

全国に広がる家づくりネットワーク
INOS
イノスグループ
www.inos-ie.com

新規入会キャンペーン実施中

03-3214-3420